

舞踊の規制と公認化に関する一考察 —日本の社交ダンスを事例に—

井上 淳生

はじめに

本稿の目的は、舞踊をめぐる規制と公認化¹の間の連続性について試論的に考察することである。その際に、近年、その社会的位置付けを変化させつつある日本の社交ダンスを事例に、公認化に伴う変化について検討する。

舞踊の規制および公認化について人類学的な立場から行われてきた研究によると、舞踊が規制対象とみなされる背景には次の2点の根拠がある。1点目は、統治権力に対する反乱 (Hazzard-Gordon 1990:32-34) であり、2点目は、不道德の温床 (Wagner 1997:395) である。いずれも、舞踊が「秩序に対する脅威」となるという点で一致している。一方で、舞踊が権力によって公認化される側面に注目した研究も存在する。たとえば、キューバ国家によるルンバの公認化に注目したDaniel (1991) の研究である²。

本稿では、これらの研究を踏まえつつも、これまで取り上げられることの少なかった「規制対象としての舞踊」から「公認化された舞踊」への変化の過程に注目したい。言い換えると、公認化の過程で舞踊のあり方はどのように変化するのか、あるいは、公認化によって以前の問題状況がどのように変化するのかという点を取り上げたい。本稿で取り上げる日本の社交ダンスをめぐる現在の変化を理解するためには、このような視点からの問いかけが有効であると考えられるのである。以下では次のような構成をとる。第1節では、社交ダンスにおける規制と公認化の状況について確認

1 本稿では「公認化」を、法的規制の撤廃という一般的な意味で用いる。

2 人類学における舞踊と規制の関係については井上 (2017: 691-692) を参照されたい。

し、第2節では、公認化に伴う舞踊と規律訓練の関係について検討する。続く第3節では、日本の社交ダンスにおける規制と公認化をめぐる直近の議論を分析し、第4節で本稿の総括を行う。

1. 規制対象としての舞踊

舞踊（ダンス）³は規制されるべきものなのか。近年、日本においてこの点をめぐる議論が注目されている。2012年5月29日にクラブ⁴経営者らによって結成されたLet's Dance 署名推進委員会は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下、風営法）」によってこれまでダンスが規制されてきた状況を問題視し、同法からの規制対象としての「ダンス」の削除を訴える活動を開始した（磯部2012：24）。その後、2013年5月30日には、音楽界、ダンス界、教育界の著名人のほか、党派を超えて集まった国会議員を中心とした「ダンス文化推進議員連盟（初代会長は小坂憲次参議院議員：自由民主党）」が組織され、ダンスをめぐる法規制の改正を国会に訴える準備が整えられるに至っている（公益社団法人日本ダンススポーツ連盟2013：9）。

日本の法制度においては、戦前からの警察規則を踏襲する形で制定された風俗営業取締法（1948年制定）が、ダンスを規制する根拠法となってきた。しかし、現在まで続くダンス規制およびそれらの規制への反対運動のなかにあって、近年、ひとつの転機とも言い得るような変化がある。それが、2012年の学校教育へのダンスの導入であり、それと並行する形で展開されてきた、風営法からダンスそのものを除外することを求めた上述の運動である。

男女が対になって身体を密着させることが前提とされた社交ダンスは、

3 本稿では特に断らない限り、「舞踊」と「ダンス」を互換可能な語として使用する。

4 選曲や曲紹介を行うディスクジョッキーが常駐し、比較的小規模な店内にて音楽を流し、客がそれに合わせて踊る場所。法的には風営法第2条第3号営業「ナイトクラブ等営業」に相当（2012年5月29日現在）。

戦前から取締りの対象となってきた。戦後の風俗営業取締法におけるダンス規制においても、念頭に置かれていたのは社交ダンスである。その社交ダンスは、スポーツとしての自己規定を機軸とした「正しい社交ダンス」化という戦略のもとに規制への反対運動を展開し、1998年の法改正では「条件付き」で規制から外れ、2015年には、ダンス教室、ダンスホールに対する規制は完全に撤廃されるに至っている（同年6月17日に改正風俗営業法が成立、24日に公布、2016年6月23日施行）。それまで社交ダンスを規制していた第2条第1項第4号「設備を設けて客にダンスをさせる営業」が削除されたため、教室やホールといった「客にダンスをさせる営業」を資格不要で誰でも行えるようになったのである。

舞踊と規制の関係は社交ダンス以外にも見られる。たとえば、日本でもなじみの深いフラダンスも規制と関わってきた歴史を持つ。「フラ」とは、ハワイ語で「踊り」を意味する言葉であり、ハワイの先住民に伝わる民族舞踊の一種である。先住民の間で受け継がれてきたフラは、1830年頃に「半裸の状態で踊るフラは淫らな踊りである」との理由から、公の場で踊ることが王朝から禁じられる。その10年ほど前の1820年頃から、ハワイにはアメリカの宣教師達が上陸するようになる。彼らを通じて文字がもたらされ、フラを含むそれまでの口承文芸の地位が相対的に低下するようになる。そして、同時に流入してきた西洋文化に傾倒した当時のハワイ王朝のカアフマヌ女王がフラの禁止を決定する。禁止措置に反対する首長もいたが、徐々に公の場からフラは姿を消すようになったという。その後、禁止措置は緩和されるようになるが、1883年に即位したカラーカウア王によって禁止措置が撤廃されるまで、フラは王朝の規制下に置かれてきた（Miller 2006 : 18-19）。

一方、日本でも歌舞伎踊りが規制されてきた歴史を持つ。歌舞伎踊りは、出雲阿国が京都の四条河原で興行に成功したことがその興りとされている。江戸幕府が開かれた年と同じ1603年に歌舞伎踊りは始まっている。当時の歌舞伎踊りは「女歌舞伎」と言われ、男女共演によって行われる歌

舞伎であった。開始以降、年を追うごとに人気を獲得するようになった歌舞伎踊りは、「風紀の乱れを助長する」との理由から1629年に幕府によって禁止されることになる。以降は、「女歌舞伎」の代用として「若衆歌舞伎」が続けられていたが、これも1651年に禁止されている。若衆歌舞伎は、1637年に起きた島原の乱を題材にした踊りを創作したのだが、この行為が「歌舞伎を通じた、乱への支援、支持表明」と見なされたためである（武智 1986：175）。

このように、舞踊が権力から規制の対象とされる一方で、権力から公認される事例もある。たとえば、現在の歌舞伎もそうであるが、歌舞伎と並んで日本の伝統芸能と称される能や狂言は、江戸時代から歌舞伎が禁止される横で、幕府による保護の対象となっていた。また、学校教育課程に導入された「フォークダンス」や「創作ダンス」等は、日本では規制の対象となることなく「公認化」されている。

以上のように、舞踊と呼びうる文化的領域のなかにも、かつては規制されていたが現在は「公認化」されたもの、かつては今も規制され続けているもの、一度も規制の対象とならなかったもの等、その位置付けは多様である。では、現在の日本の社交ダンスをめぐる公認化の状況をどのようにとらえればよいのだろうか。次節では、舞踊の公認化に伴う規律訓練の側面について検討する。

2. 舞踊と規律訓練

権力と身体との関係について論じたミシェル・フーコーは、近代における身体への規律訓練の装置として、学校、病院、工場、軍隊などの機構を挙げている。フーコーによれば、これらの機構が個人に直接働きかけることにより、規格化されたふるまいが個人の内部に身体化され、近代という時代に必要とされる従順で均質化された身体が生産されるとした（フーコー 1977：175-197）。

この議論に照らして舞踊と規制の関係をとらえる時、一般的に考えられていることは、舞踊は権力による統御から逃れる挙措であり、フーコーの言う規律訓練の対極に位置するというものである。つまり、学校教育のなかで行われている体操のように、指導者の指揮や号令に従い、あらかじめ決められた順序で、迅速に、正確に、規則正しく身体を動かすこととは異なり、時に規則的に見えて、その実不規則であるような、外部からの管理・統制が困難な身体の所作が舞踊と呼ばれているものの中身である、という考えである。

現在の舞踊規制のもと、特にクラブに対する規制のあり方を問題視する哲学者の千葉雅也は、規制を行使するところの権力と身体との関係について次のように述べている。

「ダンス」とは、権力論の視点からは「自分の身体を自分なりにコントロールし直す」ことであると規定できるでしょう。ダンスを楽しむことは・・・既得権益のための身体の「ディシプリン」（規律訓練）から逃れることです。身体技法のイニシアチブをめぐる闘いがあるわけです。常識・良識的な身体のコードから自分を逸脱させること。踊る身体の軌跡は、オルタナティブな共同性の様態をスケッチしている。規律訓練された身体、共同体を、別の形へと再構成する。従属的でない自己の構え、自己準拠する構えをつくるための技術としてのダンス。

（千葉 2012：206-207）

ここで明確に指摘されていることは、舞踊とは規律訓練から逃れる手段であり、従属的ではない自己をつくるための技術であるという点である。この視点に立つのであれば、舞踊とは、国家や社会的規範からの規制（制約）を受け、それに抵抗している限りにおいて成立しうる、ということになる。千葉が念頭に置いている舞踊は、クラブにおける舞踊であるため、このような理解には無理がないように思われる。たとえば、社会学者の上野俊哉

は、クラブで踊る当人の意図とは無関係に、踊るという行為そのものが政治的意図を帯び、結果的に「権力への抵抗」が発現する可能性を指摘している。

何らかのテロス（究極目標）を代表＝表象することなく、端的な参加、行為、出来事だけが、言葉の上では政治的でなくても、何らかの政治的、社会的な（異議）提起を行う、ということが起こりうる。

（上野 2005：132）

このように、舞踊が権力への抵抗を潜勢させているというのであれば、言い換えると、踊ることによって抵抗が自動的に起動するというのであれば、舞踊がその反対物である権力から規制の対象とされることは必然的な帰結のように見える。つまり、「クラブでの踊りを法によって規制する国家および、規制をやむなしとする社会的規範」と「抵抗者たるクラブでの踊り手」という対立の構図によって、クラブで展開される現実や、現在の舞踊規制への反対運動を説明することができるように思われる。

しかし、ここで忘れてはならないことがある。それは、舞踊と呼ばれる現象が、歴史的に常に権力（が行使するところの規律訓練）に反発するものとしてのみ存在してきたわけではないということである。この点について、舞踊研究家の三浦雅士は、産業革命によって生み出された「健全な身体」（たとえば、健全な労働者、健全な兵士）という観念を通じて、それまでの遊びとしての舞踊が訓練を伴った「体操」や「スポーツ」に取り替えられていく過程を描いている（三浦1994：208-244）。三浦は、気晴らしとして、外部からの管理や統制から相対的に自律していた舞踊が「公認化」されることによって、むしろ権力による規律訓練の手段として利用されるようになった点を指摘している。

同様の点は、遊びと人間の関係を考察したヨハン・ホイジンガによっても指摘されている。ホイジンガは、その著書『ホモ・ルーデンス』のなかで、

「言葉の最も完全な意味において、舞踊は遊戯そのものであり、およそこの世に存在する最も純粹、完璧な遊戯の形式を形づくっている。」(ホイジンガ 1967=1938:280) としたうえで、次のように述べている。「確かなことは、現代の舞踊のさまざまな形式の中では、まさに本質からして舞踊に固有のものでなければならぬ遊戯性が、殆ど完全に消えさっていることだ」(同:281)。ホイジンガは、科学に代表される近代化の思潮の席卷によってもたらされた文化の「真面目 (seriousness or non-play)」化の一側面として、舞踊からの遊戯性の喪失を見ているのである (Huizinga 1949=1938:35)。

三浦雅士は、「はじめ体育的なものはすべてダンスに含まれていたのである。その後にダンスから枝分かれしたのだ。」(同上:220) と述べ、舞踊があらゆる制約から身体を「解放」する方向にだけでなく、制約への従属をうながし、身体を規格化する方向にも利用されうることを示している。

このように、舞踊と呼ばれる現象は、秩序を乱すものとして一方向的に規制されるものとしてだけでなく、時には従順な身体を生産するための手段として、既存の秩序の維持・形成に寄与するものとしても存在するのである。たとえば、すでに学校教育に取り入れられた「ダンス」(創作ダンス・フォークダンス) について、北海道のある小学校教師は、筆者に対して「今、学校でやっている創作ダンスは体操みたいなもの。私にはダンスと体操の区別がよく分からない。」という感想を述べている (2014.4.26)。

このように、舞踊が権力へ反発する側面を持つ一方で、「公認化」へ進む側面もある。そして、「公認化」へ向かう過程において、舞踊が規律訓練的になることがあるのである。

3. 社交ダンス規制をめぐる論点

第1節でも述べたように、日本において社交ダンスは常に規制とともに

あった。日本における社交ダンスの歴史は、規制への反対運動を原動力に「正しい社交ダンス」が整備されていく過程でもあった。その過程は、社交ダンス内部の「不健全性」や「いかがわしさ」が一掃される過程であり、それまで日本社会の「日陰」に置かれてきた社交ダンスを、日の当たる場所に位置付けることが試みられてきたのである。その際に、教師達によって採用された戦略が「スポーツ」としての自己規定であり、現在につながる「上演作品」としての社交ダンスであった。この過程で教師達や愛好家達によって目指されてきた方向は、言わば、社交ダンスの「公認化」であった。この間、他の種類のダンスをも巻き込む形で、社交ダンスが踊られる場所は法によって特定の空間に規定されてきた。表1は、2013年時点の風営法におけるダンス営業の区分を表している。営業行為の中にダンスを含むのであれば、風営法の第1・3・4号のいずれかに申請し、許可を得なければならない⁵。図1は、風営法のもとに許可を受けたダンス関連施設の開設件数の推移を表している。本論でダンスホールやカラオケパブ等と呼ぶ場所はここに計上されている。社交ダンス教室に関しては、1998年以降、指定団体の講習を受け、その課程を修了した者およびそれと同等の資格を有する者として政令に定められた場合にのみ、風営法に営業許可を申請しなくてもダンスを使用した営業行為ができるため、ここには含まれていない。これが2013年時点での社交ダンスを取り巻く法律上の状況であった。

その状況が大きく変わったのが2015年の風営法改正である。第1節でも取り上げた、Let's Dance 署名推進委員会およびダンス文化推進議員連盟による政治への働きかけを通じて、2015年6月17日の風営法改正（同月24日に公布および施行）での「ダンス規定」削除に至ったのである。つまり、第1・3・4号規定が削除され、今後、ダンスを使用した営業行為は風営

5 「風俗営業」（第1号～第8号）は許可制であり、「性風俗関連特殊営業」は届出制である。

法の規制を受けずに行えることになったのである⁶。

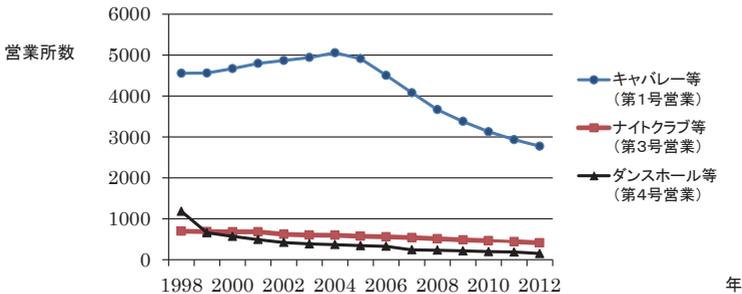


図1 ダンス関連施設（風営法）の開設件数の推移

※ 『警察白書』平成19年版、平成25年版より筆者作成。

以下では、現在の社交ダンスをめぐる法的位置付けの変化において、関係者および取締りサイドが、どのような主張のもとに舞踊と規制の問題について論じてきたのかを、直近の資料に基づいて検討する。

警察庁は、2012年9月14日から同年10月13日までの間に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見（パブリックコメント）の募集を行っている。期間中739件の意見が寄せられたのだが、そこでの応答から、規制する立場にある警察がダンスをどのようにとらえていたのかについて確認しておきたい。

資料のなかでは、「ヒップホップや盆踊りを教えるときも社交ダンスのダンス教授講習を受けなければならないのは不合理である。」（警察庁2012：3）、『『社交ダンス』に関する規制を『社交ダンス』以外のダンス全てに及ぼすものであり、無理のある規制である。』（同上）などの、一般からの意見に対して、警察は次のように回答している。

6 ただし、「特定遊興飲食店営業」という新たな枠組みによって、深夜営業における舞踊の規制が継続される、という問題がある（旧3号営業に対して）。

表1 風営法におけるダンス営業の区分（2013年現在）

	ダンス	接待	飲食
キャバレー等 （1号営業）	○	○	○
カフェー等 （2号営業）		○	○
ナイトクラブ等 （3号営業）	○		○
ダンスホール等 （4号営業）	○		

※注1 1号営業は「キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業」、2号営業は「待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）」、3号営業は「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第1号に該当する営業を除く。）」、4号営業は「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合のみダンスをさせる営業を除く。）」を指す（風営法第1章第2条）。本稿では舞踊に関する営業を取り上げているため、それ以外の「風俗営業」第5号営業～第8号営業は除外している。

※注2 「○」表示は、その営業が可能であることを示す。

※注3 「接待」とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」を指す（風営法第1章第2条第3項）。

そもそも風営法第2条第1項第4号において「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」（以下「4号営業」という。）を風俗営業として掲げ、これに所要の規制をしているのは、このような営業は、その行われ方によっては、男女間の享乐的雰囲気が過度にわたり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるからです。したがって、社交ダンスに代表されるような男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされているダンスを客にさせる営業は、

その性質上、男女間の享樂的雰囲気が過度にわたる可能性があり、4号営業として規制対象となりますが、一方、ヒップホップダンスや盆踊りなど、男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされていないダンスを客にさせる営業は、それだけでは、男女間の享樂的雰囲気が過度にわたる可能性があるとはいえ難く、現実に風俗上の問題等が生じている実態も認められないことから、原則として4号営業として規制対象とする扱いをしていません（ただし、このようなダンスを客にさせる営業であっても、例えば、ダンスをさせるための営業所の部分の床面積がダンスの参加者数に比して著しく狭く、密集してダンスをさせるものなど、男女間の享樂的雰囲気が過度にわたる可能性があるものについては、4号営業として規制対象となり得ます。）。

（警察庁 2012：3-4、下線は筆者による）

このなかで繰り返し使われているように、警察は、舞踊に備わる「男女間の享樂的雰囲気

が過度にわたる可能性」を問題視している。つまり、「男女の享樂的雰囲気

が過度」になった結果、既存の秩序を転覆させるのであれば、それは規制の対象と認定されるのだが、「過度」にならない限りでは容認されるというものである。

しかし、ここでさらに重要なことは、風営法が対象としているダンスとは、数ある種類のダンスのなかでも「社交ダンスに代表されるような男女がペアになって踊ることが通常の形態とされているダンス」を指しているということである。先述のように、「正しい社交ダンス」を教える団体を經由するのであれば、社交ダンスといえども営業者および客（あるいは生徒）としての参加は可能であるが、法の上では、いまだにダンスを規制する根拠は社交ダンスにあったのである。

この状況は次なる事態につながる。それは、広義の社交ダンスの内部に構築されてきた「正しい／正しくない」の区別を強化することであり、法のうえで後者（正しくない社交ダンス）に属するカラオケパブ（キャバ

レー)、ダンスホール、さらには、有資格者の立ち会いのもとで行われな
い愛好家同士社交ダンスの集いなどが、前者（正しい社交ダンス）の劣位
に置かれることである⁷。

では、社交ダンスに参加する人びとはこのような状況をどのようにとら
えていたのだろうか。まずは、組織レベルでの態度について見ておきたい。
2013年に、指定団体の一角を新たに担うことになった公益社団法人日本ダ
ンススポーツ連盟（JDSF）の山田淳（専務理事）は、風営法によってダ
ンスが規制を受けていることの弊害について、大要次のように述べる（山
田2013：5）。

大前提として「ダンスを踊りながらシャンパンやワインを飲むスタイル
は海外では当然」であり、「巷のカフェや教室でも若者が気楽にダンスを
楽しむ場を取り上げてしまっている」ことは問題である。そして、若者が
気楽にダンスを楽しめない状況を法による規制が助長することによって、
若者の社交ダンス離れ、およびダンス人口の高齢化と減少、果ては業界存
亡の危機にまで至る可能性がある。

また、「風営法のダンス規制撤廃について」と題された有識者会議メン
バーに向けた意見書（2014年7月14日付）では、規制撤廃に向けた背景と
して山田は次の7点を問題として挙げている。①国際大会において正式種
目化されているダンス（ダンススポーツ、サルサなど）において、選手の
育成・練習・競技会運営に支障が出る。②行政の裁量への依存度の高さや
「風営法」というレッテルのために、優良資本の参入に支障が出る。③法

7 この点に関しては2012年7月の高知県における例が挙げられる。ある愛好家（79
歳男性）が、会費300円を集めて公的施設で有資格者を置かずに社交ダンスのパー
ティーを開こうとしたところ、「たとえ300円でも会費を集めたら、営業行為とし
て規制対象になる場合がある」と警察の担当者から言われ、主催者は開催を取り
やめたという（朝日新聞、2012年11月27日付）。

の適用除外の条件である「有資格教師」制度が現状に合わない。④風営法の枠内で営業しようとしても、その許可申請そのものが現実から離れている。⑤ダンスを教えるだけでは生計を立てることができないほど小さな規模のダンス業界（サルサやアルゼンチンタンゴなど）においては、飲食の提供とセットでなければダンス人口の減少は必至である。⑥良い音楽が流れた時に身体を揺らすことは自然なことであり、飲食店でもダンスをすることが許されてしかるべきである。⑦国際社会における「社交文化」として、深夜に営業可能なダンスのできる飲食店は必要である（山田2014：1-2）。

以上に見られるように、スポーツとしての自己規定（④）、産業としての成立要件の整備（②③④）、飲食や深夜営業など「文化」としてのダンスのあり方（⑤⑥⑦）のそれぞれの重要性がここでは確認されている。なかでも重要なのが、国際社会を見据えた「文化としての社交ダンス」という立場を強調している点である。ここで使われている「文化」という言葉は、明らかに「良いもの」としての意味合いで用いられている⁸。このことは、2013年5月30日に組織された「ダンス文化推進議員連盟」という名称とも重なる（JDSFはその発足に際して中心的な役割を果たしている）。ダンスは「風紀を乱すようないかがわしいもの」ではなく、健全かつ新しい文化を生み出す行為である、という含意がこの名称には込められている。JDSFなどの組織レベルでのダンスのとらえ方には、「スポーツ」としての社交ダンスだけでなく、「文化」としての社交ダンスという意味も含まれている。そして、「文化」としての社交ダンスの具体的なイメージとは、若者が公共の場で「気楽に」楽しむようなものであり、深夜の飲食店における打ち上げの場などで楽しめるようなものである。いわば、社交ダンスの日常化が目指されているのである⁹。

8 かつて使用されていた文化概念の用法。ここでは、「近代的で洗練されたもの」（桑山2007：208）といった、高級なものを指示する言葉として用いられている。

9 ここで考えられる疑問は、「仮に規制がなければ、日本人の若者はこぞって社交ダンスを踊り始めるのか」という点である。山田の言葉を借りるならば、⑥自

一方で、実際の愛好家達はこの状況をどのようにとらえていたのだろうか。ここでは、2013年4月7日に札幌市で行われた競技会¹⁰での聞き取り調査の一部を例として挙げておきたい。

当日、筆者は実行委員（司会）として参加した。開会前の打合せの際に、筆者は実行委員長から、『『ダンス規制法』の見直しを求める請願』という署名のお願いをアナウンスするようにと頼まれた（写真1・2）。この署名で問われていることは、風営法の規制対象から「ダンス」の文言を外すことであった。その大きな理由は、2012年度より導入された中学校体育におけるダンスの必修化（第1学年と第2学年）と風営法でのダンス規制の間に大きな矛盾があるという点である。新学習指導要領においても、「ダンスとは古今東西老若男女が楽しむ身体運動」¹¹と位置づけられており、「踊りを通じた交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動」¹²として、ダンスの教育効果を公式に認めておきながら、一方で「売買春の防止」を名目に法で規制し続けるのは不当であるというのである。

進行の合間を見て、筆者はそれについて計2回のアナウンスを行った。筆者はその後、昼の休憩時と、片付け時に、筆者が顔を覚えている範囲で、受付で署名した参加者、計14人（男5人、女9人）にインフォーマルなインタビューを行った。ほとんどが60代以上であった。うち2人が30代と思しき女性であり、2人とも子どもがその日の競技に出場していたという。彼

然に体を揺らす行為が、男女が手を取り合って行う社交ダンスにつながっていくのだろうか。これには大きな疑問符がつく。規制の有無に関わらず、少なくとも現在の日本においては、社交ダンスはかつての若者が行っていたように「年上世代に隠れてまで行いたいもの」ではないように思われるからである。

10 北海道知事杯争奪2013年前期北海道ダンススポーツ選手権大会（北海道総合体育センター）。

11 「新学習指導要領」に基づく中学校向け「ダンス」リーフレット（文部科学省ホームページ、2014年10月28日アクセス。）

12 文部科学省『中学校学習指導要領解説 保健体育編』、2008年、p.116参照。



写真1 競技会の受付に設置された「風営法」撤廃署名の記載所
(2013年4月7日、札幌市、筆者撮影)

ら／彼女らに署名の理由を聞いたところ、最も多かったのが「これが（自分たちのやっていることが）風営法で規制されているなんておかしい。ありえない。」「（規制撤廃のために署名するのは）あたりまえ。」というものだった。なかには「悪いのは社交ダンス。自分たちのやっているのはダンススポーツ。これからオリンピックを目指しているのに。」という回答もあった。一方で、積極的に署名を拒否する人がいたかもしれないが（署名に反対する人）、どれほどいるかは確認できなかった¹³。ここから垣間見えるのは、（社交ダンス）が法によって規制を受けていることの不合理性を訴える愛好家の姿である。

ここで注目すべき点は、参加者自身が「社交ダンス」と「ダンススポーツ」を言葉の上で明確に区別している点である。社交ダンスに触れたことのない外部の人々からすれば、「社交ダンス」も「ダンススポーツ」も、男女が2人1組になって身体を接触させている点で、おそらく同じものに見え

13 署名していない人、数名にも聞いてみたが、さほど関心がないという印象で有意な回答は得られなかった。

「ダンス規制法」の見直しを求める請願

衆議院議長 櫻
参議院議長 櫻

問題意識

「ダンス」が法律で規制されているってご存じですか？

現在の日本では、営業目的で「ダンス」を営むことが「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗法）」という法律で規制されています。ダンスが何時間になり、さまざまな条件が設けられています。同法は、「風俗営業」を対象に、「舞員の風俗と清浄な風俗環境を保持」することを目的としています。しかし、ダンスをする人が、風俗や環境を乱すというのでは、

「ロック・ヒップホップダンス」も中学校の必修科目

文部科学省は、平成24年度よりダンスを中学校体育の必修科目としました。その指導にあたっては「ダンスとは、古今東西若者男女が楽しむ身体活動と位置付けで「表現や随動」での交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」(新学習指導要領)としています。授業では、ロックやヒップホップなどのリズムの曲を組み合わせ「一つ」種別だけのような状態を作りましようとは指導計画を示しています。

ダンスカルチャーは、世界的には市民権を得ており、オリンピックの副会式でもダンスパフォーマンス（D）が盛況しています。同時にクラブ、ライブハウスは、そこで音楽をする人をはじめ、多くの雇用や消費を生み出す経済活動の場でもあります。ドイツ・ベルリンのように国や市で、政策の一環としてクラブの活性化をはかり、都市の魅力や成長の一助としている都市もあります。

憲法が保障する、表現の自由、芸術・文化を守ってください

現在の風俗法(旧・風俗営業取締法)は、「地買券」を防止する目的で、戦後直後の1948年に制定されたものです。学校でダンスが教えられる一方、いまだに法律で縛ることを規制するのは、時代にマッチしないのではないのでしょうか。多くのクラブ、ライブハウスは健全に音楽、踊りを通じて人と人が人間的にふれあう交流の場であり、青少年の健全な育成に向けて、薬物や暴力の排除・根絶、地域住民との融和にとがなっています。音楽家、アーティストを輩出し、新しい文化を生み出す場としてのクラブ、ライブハウスなどを守り発展させるために、次の事項を請願いたします。

請願事項

1. 風俗法の規制対象から「ダンス」を削除してください。
2. 行政上の指導は、「国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう」に努め、「いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう」とする「第101国会附帯決議」（衆議1964年7月5日）や「解雇適用基準」（2008年7月10日）にもとづき適正に運用してください。
3. 表現の自由、芸術・文化を守り、健全な文化発信の施策を拡充してください。

名前	住所

坂本龍一（音楽家） 大友良英（音楽家） いとうせいこう（音楽家） 大貫憲章（音楽家）
日高正博（音楽家） 清水直樹（音楽家） マシーン原田（音楽家） 建島 哲（美術家）
諏訪敦彦（音楽家） 今村克彦（音楽家） 岩村健二郎（音楽家） 中村和雄（弁護士）

【送付先】Let's Dance署名推進委員会 事務局
〒604-6481 京都市中京区西ノ房丸京町118-3 京都音楽センター内 E-mail: mail@letsdance.jp

※制作上、上記の「Let's Dance」署名推進委員会、事務局または「風俗法」への署名の原案を送ってください。●署名を送っていただく際は、経費が掛かる場合があります。必ずお送りください。お送りいただいた署名は、必ずお送りいただいた署名の範囲内で使用させていただきます。

写真2 風俗法からのダンスの除外を求める署名用紙

(2013年4月7日入手、筆者撮影)

るはずである。事実、筆者にとっても競技会を見る限り、従来の社交ダンスを競技にしたものとダンススポーツは互いに何が違うのかをにわかに判断しづらい。あえて違いを挙げるのであれば、前者よりも後者の方が、スポーツ性が高いという点であろう。

すなわち、近代スポーツ全般に見られるような「より速く、より大きく、より強く」という点が強調されており、そのため、使用されるステップや振りも、よりアクロバットなものになっている点である。そして、ダンススポーツで導入された、オリンピックを想定した評価基準は、競技ダンスを体操やフィギュアスケート等の他のスポーツと同じように数値での採点

が可能なものに変換する試みである。

このように、ダンスをスポーツとして規定しようとする動きに対し、明確な忌避感を示す立場もある。日本の社交ダンス界における代表的組織の一つであるJBDFは、自らの発信するダンスをスポーツと見なされることを避け、「ボールルームダンス」という名称を使用している。JBDFは、組織として「ボールルームダンス」の定義を明示しているわけではないが、教師に対する筆者の聞き取りによれば、「ボールルームダンス」はスポーツではなく芸術である、という理解が組織内部で共有されているように見える。

両組織はともに男女2人1組という枠組みを共有しつつも、一方は自身の打ち出す社交ダンスを「スポーツ」と位置づけ、もう一方は「芸術」と位置づけている。しかし、両者はともに「競技会」を事業の中心に据えており、「人に見せるために踊る」という点では同じなのである。

しかし、社交ダンスに参加する人々は、規制に対して明確に反対の意思表示をする人たちばかりではない。小樽市で教師をする山口さんは次のように語る。

[山口さん] (50代、男性)

教室が(風営法の適用から)外れたのはいいんだよ。それで恩恵受けたってのも事実だし。だから偉そうなこと言えないんだけど、でも、もっと、こう、社交ダンスを本来のっていうか、男女の出会いの場にしてもいいんじゃないかって(思う)。

(2012.10.14)

山口さんは、教室が風営法から外れることによって、教室のみ(および、教室を主管するところの指定団体から資格を発行された教師のみ)に営業権が与えられることになり、その恩恵を受けてきたことを認めている一方で、そのかげで振り落とされてきた「男女の出会い」の意義についても認

識している。ここに見えるのは、ダンスはやはり「男女の営み」であり、規制からの除外を求める人々が主張する健全性だけでは語れない、という意識である。むしろ、「不健全」だとされる側面をもう少し肯定的にとらえても良いのではないかという意見である。

実は、教師の間に規制を積極的に擁護する立場も少なくない。教師資格を発行する団体のうちの1つである全日本ダンス協会連合会（ANAD）副会長の小川純は、社交ダンスを法で規制することの意義を次のように述べている。

ダンスは健全だと主張している団体もあるが、ちっとも健全じゃない。男女が組んで踊る以上、常に何か起こる危険性があります。家庭のある者同士がカップルになって気心を通じ合ったり、カップル解消を巡ってトラブルになってストーカー行為をする人が出たり。・・・

私たちはプロの教師団体として、国家公安委員会の指定を受けています。自主規制に取り組み、法令を順守して倫理を高めてきました。その結果、ダンスの健全なイメージが広がってきた。しかし、アマチュア団体のなかには、先ほど挙げたような問題を抱えているところもある。警察がバックにいないと安心して仕事ができません。規制緩和は必要ない。現行法のまま行くべきです。

（朝日新聞デジタル版、2014年6月10日付）

副会長がこのような明確な態度を示している ANAD は、当然ながら、舞踊が規制から外れることを目指す運動（先に挙げた JDSF などの姿勢）には反対の立場にある¹⁴。小川の論理は次のとおりである。男女が身体を接触させる社交ダンスは潜在的に「危険」なものであり、今ある「正しい

14 小川の発言に対し、JDSF は即座に抗議および発言の真意を問う公開質問を ANAD に対して行っている（2014年7月1日：JDSF14-第029号）。

社交ダンス」は我々プロ教師達の努力によるものである。プロ教師は、誰でもなれるものではなく、正しい知識と技術および倫理観に基礎付けられた者にしか担うことができない。逆に言えば、その資格のない者を排除する役割を規制が果たしてきた。よって、今後も規制は必要である、というものである。

同様に、小川と同じく ANAD の副会長を務める村松昌弘は「規制緩和によって起こりうるリスク」として、新規参入者による「出会い系ダンス教室や、狭くて暗い不健全な教室、さらには女子高生の先生など」の出現を危惧している。そして、それまで規制によって「社交ダンスの水準と社会的地位が維持されてきた」として、規制の肯定的な側面を評価している（産経新聞、2014年9月5日付）。村松の言う「新業態」の出現は、社交ダンスを再び「不道德なもの」に回帰させてしまうものであり、それを食い止めるうえで、規制は重要な役割を果たす、ということがここでは確認されている。

一方で、社交ダンスの産業としての側面に目を向けるならば、規制が新規参入を阻み、既存の業者を利する働きをしてきた点も否定できない。社交ダンスが規制されていることが教師にとっての既得権益になる、ということ为先述の小川は否定しているが、現実の教師のなかには、明確に既得権の保持を主張する向きもある。たとえば、次の佐々木さんのような例である。

（事例）ダンスホールを営業先にするダンス教師

佐々木さんは社交ダンス教師として生計を立てている。ダンス歴は10年であり、34歳、男性、独身である。教師資格は2009年に取得している（JBDFのプロ・ダンス・インストラクター）。生徒へのレッスンはほとんどせず、ダンサーの仕事（客のお相手をする）で収入を得ている。特定の教室には所属していない。現在は札幌圏5カ所のダンスホールおよびカラオケパブで営業活動を行っている。佐々木さんは、社交ダンス界における規制

容認派であり、有資格者にのみ許された営業行為に無資格者が参入している現状を次のように問題視している。

おれらは免許もって営業してるのに、学生なんかは客と個人契約して踊り込み。客の方も、学生は若くて、おまけにかっこいいやつだったら、ダンスできるし、いくらでもちやほやす。今の学生は時給2,000円でなんてダンサー（のアルバイト）なんてやらない。（その時給でダンサーのアルバイトを）やるのは、（ダンスを）覚えてたの2年生とか、（客に）人気ない3年生とか4年とか。ダンサーやるぐらいだったら、踊りこみで客から直接金もらった方が良い。そしたら同じ時間でも倍以上お金もらえる。でもこのやり方ってこの先やばいと思う。焼き畑農業みたい。学生はどうせ就職してダンス界からいなくなるからいいけど、おれらはここでずっとやってかなきゃならない。…医者だってもぐりの医者だったら摘発されるでしょ。それと一緒にじゃないの。

(2014.10.7)

現在の日本の社交ダンス界において、客と個人的に契約を結び、一定の時間（数曲）の間、対価を得て客専属の踊り相手となることは「営業」もしくは「踊り込み」と呼ばれている。北海道では特に「踊り込み」という言葉が使用されている。佐々木さんは、数十人の固定客と「踊り込み」契約を結び、ホールの営業時間の間、「お相手」をすることによって対価を得ている。ホールでは佐々木さん以外にも「踊り込み」を受け付けている教師がいる。他の教師達は佐々木さんにとって潜在的な商売敵である。

佐々木さんの語りに見出せるのは、法規制が職業としての教師、ダンサーの成立基盤になっている、という認識である。そして、無資格者による有資格者の既得権益に対する「侵害」を明確に問題視しているのである。

現在の社交ダンスの場において、営業行為を行う者は有資格者の教師だけではない。有資格者の「補助」という条件付きで、無資格者にも営業

活動が許されていた¹⁵。そのため、店に有資格者が常駐するのであれば、無資格者のダンサーや学生も営業活動を行うことができていた。しかし、2015年6月の風営法改正以降、法の上では資格のない者もダンスを利用した営業活動を行えるようになった。そのため、これまで資格によって、法的にも社会的にも特権化されてきた有資格者が、無資格者と同列に扱われるようになったことに不満と焦りを抱く教師は決して少なくないのである。

以上では、ダンス規制をめぐる現在の議論を、警察、社交ダンスの組織、愛好家、教師を例に挙げて、整理してきた。ここで見えてきたのは、規制をめぐる各立場の人々の態度の多様性であった。規制から外れた一部の入びと（教師）のなかには、規制への反対運動はもはや過去のことであり、むしろ現在の規制があることによって、社交ダンスの今の社会的地位が保たれている、ととらえる人々もいた。

このように、規制への反対運動のなかで顕在化した「正しい／正しくない」の区分は、実質的に規制が撤廃されたことで消滅するのではなく、撤廃された後にもその区分は引き継がれ、社交ダンスの内部には、一方がもう一方を「正しくない」「健全ではない」と位置付ける、序列が維持されているのである。

4. 結論

本稿では、規制を背景とした舞踊の変化について、日本の社交ダンスを例に検討してきた。具体的には、現在の社交ダンスをめぐる法的位置付けの変化において、社交ダンスに関わる複数の立場の人達が、どのような主張のもとに舞踊と規制の問題について論じてきたのかを検討した。そこで明らかになったことは、規制という外的条件に対する、抵抗と公認化を軸

15 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準」（2006年4月24日警察庁生活安全局）第2条。しかし、2015年6月の法改正以降は、営業活動に対する要件は撤廃されている。

とした業界団体や参加者、取締りサイドの相異なる対応であり、結果として生み出された「正しい／正しくない」という序列であった。

2015年6月には風営法が改正され、法の上では社交ダンスを使った営業行為は誰にでも行えるようになった。しかし、これまで有資格者として「正しい社交ダンス」を提供してきた教室は、自身の特権が法的に担保されなくなったことで、これまで以上に「正しい社交ダンス」を自身の存在意義とすることが前節での検討から示唆されている。その際に持ち出されるものが「認定」という公認の証であり、具体的には、細かに規定された技術体系、それを基礎にした競技会や発表会である。「素晴らしい作品」を日本社会に向かって披露することを通して、自身の属する「正しい社交ダンス」の正統性を周知し、そうではない社交ダンスを劣位に固定する力学が作動を続けるのである。本稿を通して検討してきたことは、「規制対象としての舞踊」から「公認化された舞踊」に至る過程において、舞踊の内部が序列化されていく過程であった。

[参照文献]

千葉雅也

2012 『『享楽』を守るために、法のクリエイティブな誤読を』『踊ってはいけない国、日本—風営法問題と過剰規制される社会』河出書房新社、磯部涼編著、pp.204-215.

Daniel, Yvonne

1991 'Changing values in Cuban rumba: a lower class black dance appropriated by the Cuban revolution', *Dance Research Journal*, 23(2): pp.1-10.

フーコー、ミシェル

1977 『監獄の誕生—監視と処罰—』、田村俣訳、新潮社。

Hazzard-Gordon K.

1990 *Jookin': The Rise of Social Dance Formations among African*

Americans, Philadelphia: Temple University Press.

Huizinga, Johan

1949=1938 *Homo Ludens: A Study of the Play-Element in Culture*,
London: Routledge & Kegan Paul (ヨハン・ホイジンガ『ホモ・
ルーデンス<人類文化と遊戯>』中央公論社、高橋英夫訳、1967年)

井上淳生

2017 「舞踊人類学と舞踊民族誌」『文化人類学』81 (4) : 690-703.

磯部涼 編著

2012 『踊ってはいけない国、日本—風営法問題と過剰規制される社会』、
河出書房新社。

警察庁

2012 『『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一
部を改正する政令案』等に対する意見の募集結果について』(平
成24年11月)。

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟

2013 『Dance Dance Dance』No.68夏号。

桑山敬己

2007 「文化」、『文化人類学入門』山下晋司編、弘文堂、pp.208-219。

Miller, Kawehi

2006 『フラ事典』、ネコ・パブリッシング。

三浦雅士

1994 『身体の零度—何が近代を成立させたか』講談社選書。

武智鉄二

1986 『歌舞伎はどんな演劇か』、ちくま書房。

上野俊哉

2005 『アーバン・トライバル・スタディーズ：パーティ、クラブ文化の
社会学』月曜社。

Wagner, Ann, Louise

1997 *Adversaries of dance : from the Puritans to the present*,
Urbana: University of Illinois Press

山田淳

2013 「ダンススポーツ（社交ダンス） 風営法のダンス規制改革について」、内閣府第13回創業・IT等ワーキング・グループ議事概要（2013年11月22日） <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/sogyo/131122/summary1122.pdf>（2017年10月1日アクセス）

2014 「風営法のダンス規制撤廃について」、公益社団法人全日本ダンス協会連合会
<https://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/huzokugyousei/01/hearing.pdf>

（2015年11月10日アクセス）